

30 経営第679号  
平成30年6月8日

写

愛知県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保険監理官

夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について

気象庁発表の台風情報（6月8日9時50分発表）によると、台風第5号がフィリピン東方海上にあり、10日には大東島地方に接近し、11日午前9時には東海道沖に進む見込みである。さらに、台風の影響により今週末から来週にかけて梅雨前線の活動が活発化することが予想され、強風や大雨による農作物等への影響が懸念されるところです。

夏に発生する台風は、秋台風（秋に発生する台風）に比べて動きが遅く、複雑な動きをするものが多い、また、梅雨時期においては、台風（熱帯低気圧）が日本近海になくても梅雨前線を刺激して、局地的な大雨を降らせることから、今後とも気象庁等が発表する気象情報に留意する必要があります。

また、今後も台風の接近や上陸に伴う強風及び大雨による被害の更なる発生も懸念されます。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（平成30年6月8日付け30生産第571号、30政統第506号農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長通知）が発出されましたので、貴職におかれましては、組合員が適切な損害防止を行えるよう貴管内の農業共済組合に対して、組合員へ周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。

